

# 医療保険のしおり

## 平成24年度指導における指摘事項（その3）

平成24年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

なお、その1は4月号（No.694）、その2は6月号（No.696）へ掲載しておりますので、併せてご確認下さい。

### 病院分

#### I 診療に係る事項

##### 1 傷病名

（出来高評価部分）

（1）非常に多数の傷病名が付けられている例、同種傷病名が複数付けられている例が認められたので改めること。

例：心不全と慢性心不全、高脂血症と高コレステロール血症及び脂質異常症。

（2）傷病名の記載漏れが認められたので改めること。

例：マグラックス錠の処方に係る傷病名。

（3）転帰が記載されていない例が認められたので改めること。

（包括評価部分）

（1）診療報酬明細書の記載が不適切な例が認められたので改めること。

例：「副傷病名」欄について、病名の記載漏れ。

##### 2 基本診療料

（1）入院診療計画書の作成に当たり、次の不適切な例が認められたので改めること。

例：主治医以外の担当者欄に、整形外科医師と記載するだけで、医師名が記載されていない。

（2）栄養管理体制の基準について、栄養管理計画書が不十分な例が認められたので改めること。

例：特別な栄養管理が医学的に必要と判断した患者の栄養管理計画書において、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導の必要性、栄養食事相談の必要性、退院時の指導の必要性）の全てが必要なしと記載されている。

（3）重症者等療養環境特別加算について、対象患者以外の患者に算定している例が認められたので改めること。

##### 3 医学管理等

（1）悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定に際し、悪性腫瘍と確定診断がされた患者以外に算定している例が認められたので改めること。

（2）難病外来指導管理料の算定に際し、診療計画及び診療内容の要点について、診療録への記載内容が

希薄な例が認められたので改めること。

- (3) 退院時リハビリテーション指導料の算定に際し、診療録に記載された指導内容の要点が画一的であるので、具体的に記載するよう改めること。
- (4) 在宅療養指導料の算定に際し、在宅療養指導管理料を算定していない入院中の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- (5) 診療情報提供料（I）の算定に際し、診療行為を伴わない場合に算定している例が認められたので改めること。

#### 4 在宅医療

- (1) 在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定に際し、頻回時の指導内容の要点について、診療録への記載内容が希薄な例が認められたので改めること。

#### 5 検査・画像診断

- (1) ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療について、対象患者ではない者に対して施行されていた例が認められたので改めること。
- (2) 動脈血採取について、観血的動脈圧測定の回路から採取して算定している例が認められたので改めること。
- (3) 他医療機関で撮影したコンピューター断層撮影の診断について、診療録への所見記載が希薄な例が認められたので改めること。

#### 6 投薬・注射

- (1) 薬剤投与に際し、服薬状況を確認していない例が認められたので改めること。
- (2) 注射薬投与に際し、高容量規格の製剤があるにもかかわらず低容量規格の製剤を複数投与している例が認められたので改めること。

#### 7 リハビリテーション

- (1) リハビリテーションの対象疾患の発症日を入院日としていたことにより、初期加算や早期リハビリテーション加算を誤って算定している例が認められたので改めること。
- (2) リハビリテーション総合計画評価料の算定に際し、参考として例示されたりハビリテーション総合実施計画書にある項目の全てを網羅する様式により作成されていないので改めること。
- (3) 紹介患者に係るリハビリテーション料の発症日について、実際の発症日ではなく、初診日をもって発症日としていた例が認められたので改めること。

#### 8 精神科専門療法

- (1) 抗精神病特定薬剤治療指導管理料の算定に際し、治療計画及び指導内容の要点について、診療録への記載内容が希薄な例が認められたので改めること。

#### 9 麻酔・手術・処置

- (1) 人工腎臓の終了時間について、透析記録に人工腎臓用特定保険医療材料から血液を生体に返血し終

えた時間が記載されていない例が認められたので改めること。

- (2) 保存血液輸血について、手術当日に、手術（自己血貯血を除く）に関連して行う注射の手技料は、術前、術後にかかわらず算定できないとされているところ、点滴注射の手技料が算定されていたので改めること。
- (3) 手術料の加算について、時間外加算を算定すべきところ、深夜加算を算定している例が認められたので改めること。
- (4) 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）の算定に係る診療報酬の請求に際し、算定区分の誤りが認められたので改めること。
- (5) 麻酔料の加算について、時間外加算を算定すべきところ、深夜加算を算定している例が認められたので改めること。